

## 第6次出入国管理政策懇談会（第3回）

### 会合議事録

開催日時：平成25年5月20日（月）

午前10時00分から11時46分まで

於：法務省20階第一会議室

#### 〔出席者〕

木村座長，多賀谷座長代理，青山委員，川口委員，小寺委員，高橋委員，  
寺田委員，中山委員，野口（貴）委員，ノレーン委員，早川委員，水野委員，  
安富委員，吉川委員，吉村委員，ロバーツ委員，飯尾氏，柴田氏，野口（英）氏，  
藤原氏，山口氏

#### 〔入国管理局側出席者〕

盛山法務大臣政務官，榊原入国管理局長，吉池官房審議官，佐々木総務課長，石岡入国在留課長，  
丸山審判課長，石黒出入国管理情報官

## 1 開 会

○事務局 皆様，本日は，第6次出入国管理政策懇談会第3回会合にお集まりいただきまして，ありがとうございます。

最初に，皆様のお手元に資料一式を配布しておりますので，御確認ください。

1つ目が「議事次第」でございます。2つ目が「配席図」，3つ目が「訪日外国人2500万人時代に向けた出入（帰）国審査の合理化策について」，4つ目が「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」，5つ目が「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果について（報告）」，6つ目は，本日最初の議題でございます観光立国関連のパートでプレゼンテーションに使用する資料につきましても，追加で配布させていただいております。

以上でございますが，資料に乱丁・落丁等あればお知らせください。よろしいでしょうか。

事前に御案内しましたとおり，本日は観光立国関係と高度人材ポイント制の見直し関係の2部制とさせていただきます。進め方としましては，最初の1時間を観光関係，そこから10分程度休憩を挟みまして，高度人材関係を30分程度とさせていただきますので，御了承いただければと思います。

それでは，木村座長，進行をよろしくお願いいたします。

○木村座長 おはようございます。座長を仰せつかっております木村でございます。

時間になりましたので，ただいまから第6次出入国管理政策懇談会第3回の会合を開催させていただきます。いつもに比べると非常ににぎやかな会議になっておりますので，よろしくお願いいたします。

まず，最初に第1回会合のときに御紹介は申し上げたのですが，御都合によりこれまで御出席いただくことができませんでしたメンバーの方から一言御挨拶を頂戴したいと存じます。お二人いら

っしやいまして、お一人が東北大学大学院法学研究科教授の水野紀子委員、それから、前回御出席いただいたのですが、途中からということで御挨拶の機会がございませんでした法政大学社会学部教授の吉村真子委員でございます。

それでは、誠に恐縮でございますが、水野委員からお願いいたします。

○水野委員 東北大学の水野でございます。2回ほど欠席いたしまして、遅れて参加になりまして、申し訳ございません。

私は民法学者でございます、特に家族法を専攻しております。戸籍制度はかなり詳しく勉強いたしました。それから、関連いたしますと、例えば虚偽認知とか婚姻無効、偽装婚姻のような親族関係の問題も専門にしております。そういう意味でお手伝いできればと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村座長 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、吉村委員、お願いします。

○吉村委員 御紹介ありがとうございます。法政大学社会学部の教授をしております吉村真子でございます。

今回は、第6次から出入国管理政策懇談会に参加させていただきます。私の専門は国際経済、特にアジアにおける人の移動と労働というのがテーマになると思います。日本における在日外国人移住労働者のケース若しくは在日外国人の住民のケースなども扱っておりますが、特にアジアにおける人がどういうところで使われて、その移住労働者がどういう社会問題に直面し、解決をしていくか、政府とコミュニティ、そして働く人というのがテーマになっていると思います。いろいろと勉強させていただくことになると思います。よろしくお願いいたします。

○木村座長 ありがとうございます。

## 2 盛山法務大臣政務官挨拶

○木村座長 それでは、最初の議題でございます「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方について」、並びに「近時の観光の状況等に係る委員からの意見聴取」を始めたいと思います。

まず初めに、本日は盛山法務大臣政務官に御出席いただいておりますので、一言、御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○盛山法務大臣政務官 おはようございます。昨年暮れの安倍内閣発足で法務大臣政務官になりました盛山正仁と申します。元々、運輸省、国交省の出身ということもございまして、法務省の中で入国管理を担当しろと言われております。

それから、今の政権は「ビジット・ジャパン（ようこそジャパン）」ということで観光立国に力を入れようということになっておりまして、特に、日本から外国へ出国する人に比べて、日本にお見えになる訪日外国人が少ないということもございまして、何とか年間1,000万人の万台に乗せたいと、特に今年あるいは今年度のうちにも何とか乗せたいということで、政府のほうでも関係閣僚会議もつくり、私も閣僚会議の下にございますワーキングチームのメンバーになっているところでございまして、この夏にも中間取りまとめ、報告をまとめようと、アクションプログラムをつくらうと、このようなことをやっているところでございます。

本日お集まりの先生方におかれましては、全体の出入国の管理に加えまして、本日から観光立国という観点での特に入国を、現在懸案となっておりますハードルをどのように下げていったらいい

のかということに御協力を賜ればということでございます。

観光のほうに関しましては、皆様方御存じかと思いますが、クルーズ客船が最近日本に大分入るようになってまいりました。クルーズというのは地中海とかカリブ海を中心に多くの人に乗っていたわけですが、最近の中国の所得の向上、あるいは、中国人の海外への観光が自由化されたということもございまして、中国から我が国へのクルーズ船での来客が増えております。昔、昔と言っては怒られるかもしれませんが、有名でありましたQEⅡ（クイーンエリザベスⅡ）は7万6,000トンぐらいの船で、お客さんの定員が1,500人ぐらいでございました。

これが現在では乗客定員が3,000人、6,000人、22,3万トンという巨大な船、ホテルが浮かんでいるようなものでございます。これがクルーズをするようになってまいりました。幸いまだ日本には3,000人、6,000人というお客さんは来ておりませんが、それでももう2,000人を越すお客さんが入港するということになります。クルーズをするお客さんにとっては、できるだけ早く訪問地の観光をしたい、エクスカージョンしたいというのが皆さんのお気持ちだろうと思います。

大体朝着きまして夕方まで、夕方になると船に戻って、船が動き出して食事をする、次の目的地へ行くというのが通常のパターンかと思えます。2,000人、3,000人という方をどのようにうまく入国審査をしていくのかが大きな課題になります。ここで2時間、3時間とっているようであれば、お客さんにとっての満足度はぐっと落ちると思えます。日本に対する好感度も落ちていくことになる。ここをどうしようかというのが一つの大きなポイントです。

また、船だけではなく航空につきましても、皆さん、「LCC」という言葉をお聞きかと思えます。ローコスト・キャリアでございまして、高級感のありました航空サービスが今どんどん変わってきております。下駄代わり、新幹線よりも安い航空運賃で国内あるいは海外に出かける、こんな時代になってまいりました。今、関空を中心にLCCの専用ターミナルその他をつくっているところがございますが、こういう航空客に対しての出入国審査もどのようにスムーズにしていくのか、これもまた大きな課題となっております。

これまであまり出入国管理という点で大きく取り上げてこられなかった観光という観点も加えまして、どうすれば海外からの、あるいは、日本人のお客さんにとってもスムーズな出入国管理になるのかということのを是非御検討いただきたいと思えます。機械化、IT化といったことを通してできるだけスムーズな審査をと考えております。

さらには、公権力の行使の部分、どこまでを国家公務員そのものが審査をしなければならないのか、アウトソーシングですね、今、道交法の駐車禁止で交通審査員という職員が切符を切るような形になっておりますけれども、出入国の審査でもそのような公権力の行使を民間の方に委ねることによって、ゲートの数を増やすとか、対応をもっとうまくできるようにしていくということができないか、そのような問題意識を持っております。どうぞ出入国の管理に関しましていろいろな観点から御検討を加えていただきまして、我々にアドバイスを頂戴できればと思う次第でございます。

お忙しい中、特に今日は雨でお足元の悪い中お集まりいただきましたことに、心から感謝申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○木村座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、出席者の皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、株式会社ミキ・ツーリスト専務取締役・営業本部長の飯尾様でございます。

その次が福岡市経済観光文化局観光コンベンション部長の柴田様でございます。

そのお隣が中央大学大学院法務研究科の藤原教授でございます。

そのお隣が新関西空港株式会社の山口執行役員でございます。

よろしく願いいたします。

さて、先ほど事務局からも案内がございましたが、第1部では、私が座長を仰せつかっておりました「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議」で行われました議論について、この政策懇談会全体に御報告をしたいと思っております。政策懇談会において御了解をいただき、本日、法務大臣に報告させていただきたいと思っております。

引き続きまして、後半には、飯尾様、柴田様、山口執行役員並びに日本観光振興協会の野口常務理事から、近時の観光立国に係る状況及び出入国管理への要望等について伺いたいと考えております。

### 3 訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方について

○木村座長 それでは、早速であります、「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議」での検討結果について御説明いただきたいと存じます。

この2500万人検討会議は、平成23年3月に法務大臣の私的懇談会として設置されまして、私が座長を仰せつかりました。1年半ほど検討を行ってまいりましたが、本日は、同会議におけるこれまでの検討結果を御報告申し上げ、政策懇談会として御議論をいただきたいと思っております。

それでは、検討結果の内容について、事務局からまず御報告をいただき、御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○近江出入国情報分析官 それでは、事務局より「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議」での検討結果について説明させていただきます。資料は、オレンジ色のヘッドラインが付き「訪日外国人2500万人時代に向けた出入（帰）国審査の合理化策について」という1枚紙と、その後ろに報告書本体が付いております。時間の関係上、1枚紙の概要ペーパーで説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、木村座長からお言葉がありましたとおり、検討会議は法務大臣の私的懇談会として平成23年10月に設置されております。検討会議におきましては、平成23年に策定されました「観光立国推進基本計画」に掲げられました目標であります「訪日外国人2500万人時代」が到来した際の出入国審査について、現在の3倍、2,500万人は現在の3倍ぐらいなのですけれども、3倍とも言える訪日外国人数を現行の審査体制、審査方法で行った場合、長時間の待ち時間が発生する。一方、不法滞在対策のために審査の厳格性は確保しなければならない。そういう状況の下で審査の厳格性を確保した上で、より迅速な審査が可能となるための審査の合理化策について御議論をいただいております。

項目ですが、黄色にハイライトした4つに分けてございます。新規来日外国人の出入国審査の合理化、日本人の出帰国審査の合理化、在留外国人の出入国審査の合理化、最後に合理化策の実現に向けてということで、4項目に分かれております。

そもそもこの検討の主眼でございますが、2,500万人の大多数を占める新規来日外国人、新規来日外国人というのは、外国人の入国者の総数から在留外国人の方々であります再入国許可をお持ちの方々の入国者を除いた数になります。新規来日外国人の合理化策でありますけれども、機械

化や自動化になじみやすい外国人，それから，在留外国人の審査の合理化を併せて実施することにより，入国審査官をはじめ機材・施設等のより効果的な活用を図ることができると考えまして，新規来日外国人とともに日本人及び在留外国人の合理化策についても検討を行っていただいております。

それでは，一番上の新規来日外国人の出入国審査の合理化でございます。最初に信頼できる渡航者（トラステイド・トラベラー）に対する合理化であります。トラステイド・トラベラーとは，出入国管理上リスクが高くなく問題がない方と言う国際的な概念でありますけれども，この方々が自動化ゲートを利用するための新たな枠組みを検討し，入国審査の迅速化を図ることを検討すべきという内容になっております。検討に当たりましては，繰り返し来日する割合が高い商用目的，ビジネスマンの方々ですが，商用目的の方を対象として検討していくべきとされております。

次の外国との連携による合理化ですが，これもトラステイド・トラベラーに対する合理化を諸外国と連携した枠組みを構築して，検討することを求められております。

3番目としてクルーズ審査でございます。これも，昨年6月から実施している寄港地上陸許可を活用した新しい審査方式を拡充し，より一層のクルーズ船乗客に対する審査の合理化を進めるよう言われております。

次に日本人に対する審査の合理化ですが，現在，自動化ゲートの利用のためには指紋情報を日本人の方についても御提供いただき，同一人性の確認に利用しておりますが，今後，顔認証という新しい技術についても民間の技術開発を促す，利用者にとってより利便性の高い顔認証による自動化ゲートの導入が望まれるとされております。それまでの間は，現在，空港の1つの審査場に1つのゲート設置されておりますが，これを複数台にするなどしまして，利用促進のための方策をとるべきであるとされております。

次に，在留外国人に対する審査の合理化についても同様でございます。複数台のゲートを設置することにより，利用促進を図るべきであるとされております。

最後に，合理化策の実現に向けて自動化ゲート利用のための広報活動を広く行うこと，さらには，合理化策については準備を進め，スピード感を持って取り組んでいくべきとされております。

以上で，「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果」の内容についての説明を終わります。

○木村座長 ありがとうございます。

本文のほうは案としてお手元にお配りしてございます。初めての方もいらっしゃるかもしれませんが，少しボリュームが厚くなっておりますので，パラパラおめくりいただいて，ただいまの要約版の説明とともに何かコメントございましたら，いただきたいと思います。

○吉村委員 細かいところなのですが，自動化ゲートのところで，いわゆるパスポートのチップですね，スタンプについては自動化ゲートを通った場合にはつかないということですが，それは当然ほかの国でもやっていて，既に私も幾つかのケースを知っています。それで，例えば日本に限らずですけれども，それがなくなることによって何か考えられるデメリットはあるのでしょうか。そこだけ御紹介いただけますか。

○木村座長 いかがでしょうか。どうぞ，佐々木さん。

○佐々木総務課長 先生おっしゃられるとおりに，日本から渡航して来たということがそのスタンプでわからないことによって，渡航先の国でトラブルと言いますか，若干疑念を持たれたりすること

を避けるために、日本のこのゲートを使っていらっしゃる方ですというスタンプを旅券の中に押させていただいております。近隣国につきましては、こういうことを日本はやっていますということをお案内させていただいておりますので、それを先方の入国管理官が御存じでいらっしゃると思います、そうしたトラブルは避けられていると思います。

○吉村委員 それですと、最初に1つ押すという形であとはつかないということで、日にちの出入りというのはつかないわけですが、特にそれでトラブルはないだろうというのが前提なのでしょうか。

○佐々木総務課長 そうですね。今まで利用している中では特に日本を出国した日にちがないことによるトラブルは承知しておりません。

○木村座長 むしろ度々出入りされるビジネスマンはスタンプを押されない。押してしまうとあつと言う間にパスポートが一杯になってしまって、また更新しなければいけないという問題があるようなので、押さないという方が多いですね。

それから、英国では、今の御指摘でもうやめてしまいましたけれども、アイリスをやっているときは一切パスポート情報は読み取らないということをやっておりました。何かまずいことがあってやめたのだと思います。

ほかに、どうぞ。

○山口氏 出入国審査の合理化のところで御質問なのですが、考え方として背景にあると考えられるのが、審査の対象者の情報を事前にある程度取得して、それを前提に簡素化・迅速化をするという発想かと思うのです。他方、国際会議の誘致等を今、観光振興の観点からも力を入れようとしているわけですが、必ずしもそういった情報が事前にとれない方々であっても、一定の迅速な審査を行う必要性が起きているかなと思うのです。例えば、特定の国際会議、あるいは、特定の方々に対して合理化の措置を講じるという考え方はとれないものかと感じておりました、そのあたりの考え方をこの報告書の中ではどのように扱っておられるのか伺いたいと思うのですが。

○佐々木総務課長 御質問ありがとうございます。今の話で御説明申し上げますと、例えば、日本政府が主催する会議、あるいは、オリンピックとかの大きなスポーツ大会などにつきましては、あらかじめこの方々がメンバーですということを入管の方に教えていただいて、いわゆるバイオメトリクスの取得など審査手続について一部を省略することが法的に決まっております、そういうことは既に行っておりますが、この報告書の中ではその点については触れておりません。

○木村座長 ノレーン委員。

○ノレーン委員 すみませんが、英語で話しますので、通訳をしてもらいます。

観光政策に関連して、我々の懇談会だけではなくて、ほかのところで検討されていることについても伺うことができると考えています。最近、安倍総理大臣が観光立国について御発言をなさっていますし、また、自民党議員が、ある地域からいらっしゃる外国人の方のビザの要件を撤廃するという提言していることも読みました。また、国交省の懇談会で、ビザの要件を緩和したほうがいいのではないかと提言がなされているということも読みました。

観光に関する政策のことで、報道された範囲で様々な組織が立ち上がっており、これらのそれぞれのところから提言されたことがどのように調整されていくのか。例えば、国交省がビザの要件を緩和するといった場合、我々に相談をしたりするようなプロセスがあるのかどうか。外から見ていると少しそこら辺がわかりにくいので御説明をお願いできればと思います。

○盛山法務大臣政務官 私の御説明が舌足らずだったのかもしれませんが、今年の3月に観光に関し

ての観光立国推進の関係閣僚会議というものをつくっております。これはキャビネットメンバーということになります。国土交通省がメインでございますけれども、必ずしも国交省だけではなく、内閣府、それから当省も絡むような形で、その閣僚会議の下に副大臣、政務官等も入りましたワーキングチームをつくっております。私が法務省代表でそのメンバーの一員となっております。他方、自由民主党の中に観光の調査会というものがございまして、政府としての検討と与党自民党の中での検討が今同時に進んでいるところであります。

ビザの話につきましては、そのワーキングチーム、あるいは、党のほうでもいろいろな議論がございまして、そういう要請を受けまして、ビザは一義的には外務省になりますけれども、我々法務省にも関係があるものですから、どのようにすればいいのかという相談をして、具体案を進めようとしているところでございます。総理の発言、あるいは、そのほかの方の発言は、そういった方向付けに持っていこうとしているというその途中経過を、記者会見その他の場で話をしていると。

特に、今回、総理が御発言されたのは、大分に行かれまして、九州でございますから、韓国とか中国が近いもので、そういうところからの観光客を大分あるいは別府にもっと誘致したいといったようなリップサービスもあって、そういうような発言になっているのではないかなと思います。いずれにせよ政府と党で調整して、最終的には、先ほど申しましたが、夏をめどにアクションプログラムをつくっていく予定でございます。

今日ここで議論をしていただいております「訪日外国人2500万人時代の検討結果」は、法務大臣に皆様方から御提出していただくものでありまして、法務省としての検討結果をどのようにしていくのかというのは我々はこれをベースに考えていく。それを政府全体の流れとコーディネートしていく、そのような形でと考えております。御理解いただけますでしょうか。

○木村座長 よろしいですか。

○ノレーン委員 政府が6月に向けて成長戦略を策定しようと動いていますが、この中に観光に関することが組み込まれていくのであれば、時間が少し足りないのではないかと心配しています。特にビザの問題となるとかなり問題が複雑になってくるので、時間が足りるかどうかちょっと心配です。

○盛山法務大臣政務官 ノレーンさん御心配のとおり、おっしゃるとおりだと思います。ただ、検討には簡単に検討できるものと、時間をかけてじっくりしていかなければならないもの、そういった両方の種類のものがあると思います。例えば、私が先ほど皆様方に御依頼申し上げました公権力の行使ということに関しては、そう簡単に結論が出る問題であるとは私どもも考えておりません。ですから、盛り込めるものをこの夏にまとめるアクションプログラムに盛り込み、盛り込めないものについては、次のターゲットがいつであるかということはまだはっきりしておりませんが、例えば年末までに盛り込んでいく、こういう二段階、三段階になると我々は考えているところでございます。

○木村座長 ありがとうございます。

大分時間がたってしまいましたが、よろしゅうございますか。では、この議論は以上で打ち切らせていただきます。

ノレーンさんのコンサーンはよく理解できるのですが、何と言っても日本の社会の秩序を守るという大前提がありますので、いろいろなところから発言が出ていますが、それを全部網羅して実現するという事は不可能ではないかなと、また、やるべきではないのではないかと考えております。

さて、先ほど大変失礼なことをいたしまして、日本観光振興協会の野口常務理事が御出席いただ

いていることの御紹介を忘れてしまいました。野口常務理事。

○野口（英）氏 お世話になります。日本観光振興協会の野口でございます。よろしくお願いいたします。

○木村座長 大変失礼いたしました。

○野口（英）氏 とんでもございません。

○木村座長 ありがとうございます。

#### 4 近時の観光の状況等に係る委員からの意見聴取

○木村座長 それでは、続きまして、先ほどお約束いたしましたように、観光についての意見交換をしたいと存じます。飯尾様、柴田様、山口執行役員及び野口常務理事の順で、近時の観光立国に関する状況や出入国管理への御要望について御意見を賜りたいと存じます。

それでは、まず飯尾様からお願いいたします。

○飯尾氏 飯尾でございます。よろしくお願いいたします。

本日、私どものクルーズカンパニーのほうから、責任者であります糸川を同席させていただいておりますので、御報告いたします。

お手元にお配りいたしました資料を御参照いただければと思います。

外国船社のクルーズの現状についてまずお話させていただきます。お手元の資料に外国船社クルーズ船の寄港回数推移という形で、日本の地域別に、2005年、2010年、2012年、昨年でございますが、寄港数を書かせていただいております。寄港数というのは、通常、中国もしくは台湾発着のクルーズに関しまして、今現在、非常にポピュラーなのは5泊から7泊程度のクルーズがございます。平均しまして、日本の寄港地は2か所、多くて3か所ですので、直接、出入国に係るものはお手元の資料の2分の1若しくは3分の1というふうに御理解いただければと思います。

次のページ、同じく2008年、特に中国からのクルーズ船が非常に活発になってきておりまして、延べ人数で14万3,590名、イタリアの船会社コスタ、アメリカのロイヤル・カリビアンが中国発着をスタートしております。2010年、2011年は震災のために激変しておりまして、そのキャンセルですね、寄港中止の人数も書かせていただいております。2012年に関しましては、34万2,998名と一気に数字が大きくなりましたが、残念ながら9月の日中関係の悪化に伴い、特に中国発着のクルーズの日本寄港の取りやめがございました。通常、中国では3月から10月はクルーズが非常に活発でございますが、9月の中旬、中国の国慶節あたりの寄港は全て取りやめになったという形で、実質であればこの数字はもっとたくさん伸びていたと記憶しております。

次のページに外国船社クルーズ船のエリア別寄港回数を書いております。日本に寄港する外国船クルーズの多くが中国、ベースとしまして上海、それから、天津は北京地区のお客様を対象とした発着のクルーズであります。パーセンテージを見ていただければわかりますように、約338回、これは2010年の例をとっておりますけれども、このうちの約54%が中国からのお客様という形になっております。

ページをめくっていただきまして、今後の予測でございます。2014年以降、私どもはロイヤル・カリビアンを総代理店をやっておりますので、各社の船の動きは大体つかんでおります。まず、アジアクルーズの増加という形でロイヤル・カリビアン・インターナショナルは今年2013年か

ら13万トンクラス、先日、ボイジャー・オブ・ザ・シーズというのが日本にまいりましたが、それに加えまして、マリーナ・オブ・シーズという全くの同型船です、13万トンクラスの船2隻体制で中国発着を行う。そして、2014年も継続予定と聞いております。

今年、同じくプリンセスクルーズ、これは7万トンクラス1隻、アジア地域で4月から7月の下旬まで約3か月間の運航をやっております。2014年からその7万トンに加え11万トン2隻で日本クルーズを展開していくという発表がなされております。

それから、今申しましたプリンセスはプレミアムブランドでございますが、各社ともそれより一ランク上のプレミアムブランドのクルーズ船の配置を準備しているようでございます。

2014年、15年、各クルーズは10万トンクラスのクルーズ船を更に追加し、アジア地域に2~3隻体制にすることを予定しております、この発着地、ホームポートとしましては、上海、天津、釜山と、九州の4地域、このあたりの入港数が更に増加していくことがみられるかと思いません。

これに関しまして、今後予想されます日本寄港のパターンといたしましては、まずはアジア地域からの大型クルーズ船、先ほど上海、天津、台湾、韓国と申しましたが、乗客を想定して引き続き5泊程度のスケジュールで格安のクルーズ商品を販売する。5泊という非常に短いパターンですので、寄港地としては九州地区がハイライトされるかと思っております。実際問題、今は中国からのお客様はあまり見られませんが、特に上海、北京も含めて日本寄港という商品が市場では非常にポピュラーであり、お客様のアンケートでも日本寄港がないと行かないという意見も聞いております。

それに加えまして、太平洋・南太平洋からのクルーズ船に関しましては、先ほど申しましたプレミアムブランドを中心としまして、10泊以上のスケジュールで日本・韓国の寄港地を回ると。これは特にオセアニア、アメリカ、ヨーロッパ系のお客様が対象になっていると理解しております。

次に、出入国審査の現状について書かせていただいております。課題と申しますのは、既にお話を煮詰めて皆様御承知かと思っておりますが、近隣諸国、特に韓国、中国、台湾の出入国管理の簡略化に伴い日本のみ複雑かつ時間がかかるという、船主の立場からいきますとお客様泣かせの現状、いかに時間を圧縮するかということが問題になっているかと思っております。

現状といたしまして3点。現状におきましては、3,000人規模、ボイジャー・オブ・ザ・シーズで約1時間半から2時間。これに関しましては、特別にボイジャーシフトという形で検査官を増やしていただくということで、一応1時間、マックス2時間で入国審査が終わったという結果がございます。あと、2,000人規模、これが約7万トンから9万トンの船で平均の乗客定員数でございますが、これに関しては平均2時間で入国審査を行っているのが現状であります。何度も申しておりますが、通常平均滞在が7時間から8時間のクルーズ船にとりましては、2時間という入国審査の時間が非常にネックになっております。

次のポイントとしましては、アジアの近隣国、入国前又は入国時に入国審査官が乗り込み、事前に集めてあるパスポートで事前審査を行い、乗客の下船時にパスポートの確認を行うことにより時間の短縮を図っている例が多い。これは韓国、台湾のケースでございます。

それから、実例といたしまして、2011年10月11日、韓国におきまして、クルーズ船で韓国を訪問する団体の入国手続を簡素化する「観光上陸許可制」等を盛り込んだ出入国管理法改正案が議会を通過していると聞いております。現状といたしても、ポート・オブ・コールとして一番多い済州島及び釜山に関しましては、着岸と同時に下船という形で進んでおります。

次に、最後のページ、6ページ目に、私どもが以前に運航しておりました7万トン級のレジェンド・オブ・ザ・シーズという船の場合で、日本、韓国、中国、台湾ではこういった形で出入国が行われたかということ、簡単ではありますが、○、△で表としてお示ししております。

以上の観点から、私ども船主側若しくは売るほうの立場、入国審査を簡略化するということにつきましては、昨年、ボイジャー・オブ・ザ・シーズが福岡港、博多港に初入港されたときに、一番の懸念はどうやって入国審査を行うかということでございました。幸いにして、検査官を臨時で増員していただくという形で約2時間半で終了したということが記憶にございます。

今後引き続き、特に大型船、アジアのクルーズ熱が、各船会社ともに非常に優良マーケットとして捉えておりますので、今後どんどん船の寄港が増えるかと思えます。しかも、中国マーケットでは日本デスティネーションというの一番の魅力のあるプロダクトでもあります。引き続き簡略化という形で取り組んでいただければと私どもは考えております。

簡単ですが、以上、御報告させていただきます。

○木村座長 ありがとうございます。

御質問、コメントは、4人の方のプレゼンテーションが終わってからにしたいと存じます。

次は、福岡市の山口様、よろしくお願ひします。

○柴田氏 福岡市観光コンベンション部、柴田と申します。お手元の資料に基づきまして、私ども福岡市の外国人の入国の現状、それから、この現状を踏まえまして幾つか御提案を差し上げたいと思います。

それでは、1ページめくっていただきまして、外国人入国者数の推移でございます。福岡市には、空の港であります福岡空港と、海の港であります博多港、二つがございまして、それぞれから入国いただいている外国人入国者の推移を記載してございますが、平成21年につきましてはリーマンショックの影響、23年につきましては大震災の影響があったものと考えております。24年につきましては、最新のデータはまだ出ておりませんが、恐らく過去最高の入国者を記録するのではないかと考えております。

次のページでございます。平成23年における福岡空港・博多港の外国人入国者数でございます。右側に港別の入国外国人数のランクを記載してございます。第5位に福岡空港が入っておりますが、第7位は博多港で、海の港としては国内で一番多く外国人が入国されております。左側の円グラフはそれぞれのシェアでございます。

次のページをお願いいたします。平成23年、福岡空港・博多港の国籍別入国者数上位5か国地域でございます。上のほうの福岡空港は、近年ポピュラーになってまいりましたFITを背景に韓国、台湾が上位を占めております。それから、下の博多港につきましては、私どもは釜山との間に定期航路を持っておりまして、高速船とフェリーがございますが、それが大きく影響しているのだらうと思っておりますが、韓国が大多数を占めております。それから、近年中国からのクルーズ船で入国される方が増えているということから、中国の方が2番目となっております。

次のページでございます。外国クルーズ船の寄港状況及び課題でございますが、平成24年につきましては、博多港には85回、約10万3,000人が入港されました。このうち、中国発着は40回、韓国は39回と、記載のとおりでございます。

以前は入国審査に時間がかかっておりまして、2,000人規模で3時間ぐらいかかっていたと聞いておりますが、「寄港地上陸許可」による入国審査を平成24年度から試行していただき、25

年度から本格実施ということでございます。さらには、入国審査体制を充実していただきまして、先ほどミキ・ツーリスト様からもございましたけれども、現在は3,000人規模のものでも1時間半程度ということで非常に審査時間が短くなりまして、観光時間が増えるということでお客様の満足度も増大、向上してきたものと考えております。

次からが、地方といたしまして、今後、出入国制度に関してこのようなものがあればいいなという御提案でございます。

C I Q業務体制に関する提案というのは、主に空港でございますが、M I C E都市・福岡の推進ということで、私ども福岡市も今後M I C Eに力を入れてまいりたいと思っておりますが、M I C Eの参加者あるいはV I Pを対象としましたファストレーンの設置、あるいは、外国人のブースを増やしていただくということをお願いしたいと思っております。

それから、旅客利便性の向上ということで、これは福岡空港に限ったことなのですが、現在、朝7時半から開けていただいておりますけれども、できましたらもう少し早くしていただければと。特に福岡空港は午前中は非常に混み合っておりますので、それが少し緩和されるのかなと考えております。

それから、入国審査場における待ち時間の有効活用ということで、お待ちいただいている間に、例えば観光情報とか地域の情報をポスターなどで掲示できるようなことができたかなと思っております。さらには、無料Wi-Fiなどのポイントがあれば現地情報を容易に入手できるのではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。次のページ以降がクルーズ船、海の港に関するものでございます。まず、入国審査方法・様式の簡略化でございます。現在、仮上陸許可証を発行していただいておりますけれども、これを簡略化できないかと思っております。具体的に言いますと、現在、パスポートのコピーにシールの形式で仮上陸許可証を貼り付けて上陸していただいておりますけれども、これをシールからスタンプに変えるとかさらに簡略化できないかと思っております。さらには、スタンプ自体も省略しまして、例えばですけれども、クルーズ船内で使用される乗船カード、お部屋の鍵とともに、クレジットカードの情報も入っているらしいのですけれども、それとパスポートのコピーの携帯で上陸できるようにできないかと考えております。

それから、船会社と連携した出入国審査の簡素化ということで、先ほど「トラステイド・トラベラー」という言葉が出てまいりましたけれども、これが船会社に当てはめられないかと思っております。ある一定の条件を満たした船会社につきましては、運航するクルーズ船の乗客の出入国審査を省略することができないかと考えております。

次に、海外臨船による入国審査の実施ということです。これは平成22年に実施していただいておりますが、可能な範囲で大型クルーズ船において実施していただければと思っております。

それから、入国審査官の人的配置及び機器設備の充実ということでございますが、平成22年に実施していただいております海外臨船につきましては、現在、先ほど言いました別の方式になっております。私ども福岡市が現在会長を務めさせていただいております全国クルーズ活性化会議というのがございまして、約90団体の会員の皆様に入国審査に関する意見の照会を行いましたところ、最も多かった要望が海外臨船による入国審査の実施ということでございました。それから、このクルーズ活性化会議の今年の要望書におきましても、C I Q手続の更なる迅速化というのを盛り込んでございまして、海外臨船は私ども地方にとっても期待できる制度ではないかと思っております。

て、ぜひお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

私、先ほどお名前を間違えたかと思いますが、福岡市の柴田さんでしたね。失礼しました。

それでは、新関空につきまして、山口執行役員のほうからよろしく願います。

○山口氏 お手元に2種類の資料をお配りさせていただいております。青い冊子と横長のパワーポイントの資料でございます。

新関空会社は昨年4月に発足いたしました。従前、1994年に開港いたしました関西国際空港のみを運営しておりましたが、昨年7月からは伊丹空港を統合いたしまして、現在、事業価値の向上、先ほど大臣政務官から御指摘ございましたような、LCCの成長を通じた取組などを行いまし、完全民営化に向けて現在取り組んでいるという状況でございます。

昨今、空港間の競争も非常に激しくなっておりますが、さらに空港が都市のゲートウェイということで、都市間の競争にも直結するテーマと考えておまして、空港としての世界に対するネットワーク・コネクティビティの課題と、迅速でシームレスなサービスの提供、この2つを中心に力を入れてまいりたいと思っております。

今日は、横長の資料で関西国際空港の現状と、これまで入国管理局の皆様方とともに改善に取り組んでおります状況を御報告させていただきまして、併せて航空全般の出入国関係の御要望・御提案についてもお話させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目に入国審査における課題を列挙させていただいております。表を見ていただくとおわかりのとおり、関西国際空港は、右側の点線で囲んだところでございますが、南北に審査スペースがございまして、それぞれの待ち時間が非常に長くなってございまして、日本の中では残念ながら一番長いという現状でございます。

空港も格付けがされる時代になってございまして、その下にSKYTRAX社による評価ランキングが出ておりますが、全体の評価で残念ながら関西国際空港は18位の位置に甘んじてございまして、何とかトップ10入りを果たしたいと思っております。審査の詳細は必ずしも明らかでないのですが、トップ5の項目ごとの審査結果が出てございまして、入国審査につきましては、アジアの国々は比較的いい空港もございまして、羽田空港などは2番目に位置付けられております。上のほうを見ていただきますと、羽田では比較的審査時間も短いということが反映しているのかなと思っております。このほか、後ほど出てまいりますが、ファストラックの有無なども影響していると考えております。

関空の特徴でございますが、2ページをお開きいただきますと、首都圏に比べまして、アジアには1時間近いということで、アジア関係のお客様が6%ほど成田に比べると多いということで、相対的に審査に時間を要するという背景になっている可能性はございます。また、下にございますが、関西国際空港は南北にターミナルがございまして、その間の審査官の移動が難しいということで、そもそも南北の利用の分散・平準化等を行っているところでございます。後ほど御説明させていただきたいと思っております。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。これまで大阪入国管理局関西空港支局の皆様に取り組んでいただいております対応といたしましては、お客様の割合に応じて外国人用のブースの数を事前に調整していただき、状況を見ながら、適宜、外国人を日本人用の審査ブースに誘導し

ていただいております。そのためのコンシェルジュなども配置していただいている状況でございます。また、休日の調整とか、昨年10月に供用いたしましたLCC専用のターミナル2、「T2」と呼んでおりますが、こちらからT1への適時・適切な応援も行っていただいております。

4ページは当社の対応でございます。先ほど南北に分かれているというお話をさせていただきましたが、(4)のところを先に御説明させていただきますと、チェックインカウンターの南北バランスから崩れておりますので、これを完全に統一コモン化いたしましてバランスの回復を行って、結果それが入国されるところにも効果としてあらわれてくると考えています。

それから、戻りまして、(1)でございますが、当社の関連会社でございます関西エアポートエージェンシーというところから女性スタッフを派遣いたしまして、入国審査場に入る手前のところで日本人と外国人の振り分け・御案内をさせていただいて好評いただいております。

また、EDカード未記入の方が結局滞留の原因となるということもございますので、看板の作成・設置なども行わせていただいておりますし、航空会社にも未記入がないように周知をお願いしているところでございます。

それから、5ページでございますが、更に改善に向けた対応ということで、まずは入出国審査体制の充実をお願いしたいと思っております。既にいろいろ御提言等に含まれておりますが、自動化ゲートの推進、あるいは、更なる運用効率による審査体制の充実によりまして、待ち時間の短縮をぜひお願いしたいと思っております。また、待っておられる方々に対しましても、できるだけストレスを少なくということで、観光情報の提供などを行わせていただければと思っておりますし、サイン等の大型化など、そういった誘導も円滑にできればと思っております。

6ページ、7ページは、御参考までに当社で行っております様々な表示、サインの改善例をお示ししております。

最後に9ページを見ていただきますと、空港のみならず全般的に航空関係の課題ということで、CIQの問題点として、既に触れさせていただいております出入国審査のほか、そもそもEDカードは要るのかといった課題とか、ビザ発給要件の緩和、あるいは、地方におきましてはCIQ体制は非常に脆弱だということで、チャーター機の運航もなかなか難しいということに対する対応もお願いできればと思っております。

このほか、空港利便性の向上ということで、昨今、表示のほか、Wi-Fiが一般的によく使われるということで、これもシームレスに様々な場所で使えるように対応を行っているところでございまして、この面でのCIQの関連スペースにおきましても連携して取組を行わせていただければと思っております。このほかクレジットカードとか、最近ではムスリム対応ということで、祈祷の場所とかハラールという食べ物に関する対応にも取り組んでおります。

また、本研究会でも課題となっておりますMICEの拡大に向けたファストレーンの設置、ビジネスジェットへの対応についても、ぜひ前向きな取組をお願いしたいと思っております。

全体として訪日促進、アジアの中間層を取り込んで、我が国としての成長・発展につなげていく、ゲートウェイとしての空港の機能を積極的に果たしてまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、野口常務理事のほうからお願いいたします。

○野口（英）氏 それでは、時間も押しているようでございますので、手短に。

お手元に「観光立国推進における出入国管理の課題と提案」と題した1枚紙の資料があるかと思えます。

私ども日本観光振興協会は、地方自治体及び地域の観光協会との強いネットワークを持っておりまして、今後の日本のインバウンド拡大に向けての方向性に関していろいろと議論をしているわけでございます。ここに書いてありますキーワード、今後、2500万人時代ということをつまますと、一つはアジアからのお客様の拡大。2009年から2012年にアジアからのシェアがどのぐらい伸びたかと申しますと、3年間で7ポイントシェアがアップしました。2012年現在77%がアジアからのお客様でございます。これを2018年、1,800万人を目指すならば更に5ポイント上げる。具体的に言いますと、アジアからのお客様が1,500万人にいかない大変だというような現況でございます。

このアジアからのお客様はどういうお客様かと言いますと、リピーターが多いだらうということになります。リピーターはどこに行くのかと言いますと、大都会ばかりではなくて地方へ行くということになります。これは、LCCあるいはチャーター便の拡大、それから、大型クルーズ船の地方の港への入港などが条件となります。現在、日本にあります84ある地方空港のうち28の空港で国際線が就航しているということで、それ以外の56の飛行場は通常はまだまだ国際線に開いていないということでもあります。

それから、どうお客様が増えるかという中で、もう一つは富裕層、今後、日本のクールジャパンや日本の魅力を理解した富裕層が増えるということを念頭に置いた場合、どういうことが起こるかということですが、ここに書いてあります入国審査ブースに長い列ができるでしょうと。これは入国審査官の不足との関係もあります。それから、チャーター便が飛来しますと、地方空港での受入れ体制をどういうふうに強化しなければいけないか、こういったことが起こるかと思えます。

その解決策の提案としまして、1つは、これは外務省の範囲であります、先ほどからお話があります査証要件の緩和、免除の拡大といったようなこと。それから、もう諸外国で進められておりますが、出入国カードの廃止が必要なのかなと思えます。それから、皆さんからもお話が出ております大型クルーズ船の寄港における船上入国審査の実施。

それから、先ほど政務官からも御提案がありましたC I Q業務のアウトソーシング。これは、地方空港あるいは地方の港などにおいては相当レベルでアウトソーシングをしないと経費の拡大というか、国の歳出の拡大になりますので、こら辺をどうやって抑えていくか。バランスよくC I Qを受けるためにはどうしたらいいかということで、ある意味では地方自治体あるいは地域・民間企業まで含めたアウトソーシングが必要かと思っております。

それから、先ほどからお話しておりますリピーターに対する審査一部免除、あるいは、専用自動ゲートの設置。何度も来ているお客様に関してはもういいだろうと、“サンキュー・フォー・カム・アゲイン”という感じで簡単に審査ができるような体制、制度が必要だと思います。

それから、VIP・富裕層、あるいは、プライベートジェット利用のお客様に対しても、優先レーンの設置、あるいは、C I Qも含めたプレミアムパッケージを提案したいと思っております。

それから、何と云ってもホスピタリティのある係官の待遇、これを徹底していかないとリピートして来てもらえないということです。

いずれにせよ、観光立国の推進に関しましては大胆な規制緩和、成長戦略である観光と捉えるな

らば規制緩和が必要なのかなと思っております。

以上、御提言申し上げます。ありがとうございました。

○木村座長 ありがとうございました。

時間の関係で端折って御説明いただきましたが、4人の方から観光に関する事柄についてお話をいただきました。政策懇談会の中でこの話が出たのは最初であります、何か特に御質問等ございますでしょうか。始まったばかりということでございますので、難しいかとも思います。

どうぞ。

○吉村委員 よろしいですか。今、野口常務理事の最後のホスピタリティのある係官の接遇というのは非常に重要なポイントだなと思っております。ただ、観光を推進するためにいつもにこにこ対応してくれということではなくて、私の多文化とか共生という分野から言いますと、特定の国からいらっしゃった方はトラステイドだからにこやかに対応してスルッと通る、でも特定の国から来た人たちは、もしかしてこういったおそれがあるのではないかという形で、最初から決めてかかるといことがあってはいけないと思います。

これは関係の部局の方は当然前からやっていますとおっしゃると思いますが、地域研究者の立場からすると、いろいろな国の方に対して国籍や民族による差別があってはならない。差別や偏見はあってはならないということで、人権というか、多文化についてのトレーニングはもちろんプロとして受けていらっしゃると思いますけれども、もしもメリハリをつけた入管業務をするのであれば、それもまた確認をしておいていただければと思います。

○木村座長 ありがとうございました。

○高橋委員 コメントでもよろしいですか。

○木村座長 もちろん。どうぞ。

○高橋委員 そもそも2,500万人というのは、現状から3倍強になるわけですから、現状の体制を前提とする限りボトルネックが生じるのは間違いないと思います。2,500万人に増やせるかという、増やすための政策を議論する場と、増えたときにどう対処するのかということを考える場とが必要で、私はこの場はどちらかと言えば増えた場合にどう対処するかということだと思えます。

そこで、考えますと、野口さんが御提示になった解決策の提案に10項目近く挙がっていますが、私はここが一番包括的に提示されているかなと思います。ネックを解消するためにどのような政策がとられないのといけないのか、短期間で何ができるのか、長期間かかるものは何なのか、それから、どれを打ったときにどれだけの効果があるのか、そういったことをシークエンスにして、かつ、それぞれに目標を設定してアクションプログラムをつくっていかなくてはいけないのではないかと思います。

一番問題になるのは、審査時間、審査体制、人の問題だと思いますが、時間に関しては、今どき2時間近く待つというのは人権無視もいいところではないのかなと感じます。空港の中の冷房が効いたようなところで2時間待つのでさえ、かつて私もつらい経験をした覚えがありますけれども、クルーズで着いて、先ほど写真を拝見したら、屋根は付いていますけれども、屋外で立ったまま並んで1時間半、2時間待つ。もしそこに子どもがいたりしたら大変なことではないか。夏の暑い盛り、冬の寒いときにそんな経験をしたら、二度と日本に来てくれないのではないか。

そのようなことまで考えて、例えば、今1時間半かかっているものであれば、どういう措置をとればこれを20分にできるのかという目標を掲げて、そのためのアクションプランをつくるとか、

あるいは、審査官が不足しているのであれば、これを何年間でどこまで増やせばボトルネックを解消できるのかとか、そういった包括的なアクションプランを早くつくってやっていかないと、どんどん泥縄になっていくのではないかと思います。

以上、コメントでございます。

○木村座長 ありがとうございます。

○ノレーン委員 貴重な情報、ありがとうございます。特に統計上の数字など大変参考になります。入国管理に関して様々な課題があることはわかりましたが、外の間人、外国人の立場からすると、全体的に日本の入国審査はよくやられていると感じます。客船でいらした方が、1番目に入国審査をされる方はすぐに終わるかもしれませんが、2999番目の人はとても時間がかかるでしょう。

飯尾氏から御提示いただいたこのグラフですが、数字が2005年から2012年まで100%以上増えていることはとても目覚ましいことだと思います。恐らくその間に様々な法律がそれほど変わっていなかったであろうということを前提に考えるとすごいことだと思います。韓国の場合、この数字がどのように推移しているかというデータを見せていただくと参考になるかもしれませんが、いずれにしてもこの数字の伸びは目覚ましいことだと感じます。

観光客を増やすために最も重要なポイントは旅行費用と為替相場だと感じています。ただ、我々が今ここで議論している話はそういうことではないことは承知しておりますので、我々はそういう部分で議論をしていこうかと思っておりますが、最も本質的なのは為替と費用だと考えます。

○木村座長 残念ながら、この後大きな予定が入っておりまして、時間がございません。観光の話はきょう初めてということで、今幾つか御意見が出ましたが、そういうことも勘案して今後とも御議論いただきまして、またこの政策懇談会で御披露いただくということにさせていただければと思います。

それから、先ほど前半の件で、訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議で行われた議論について御議論いただきました。それが色のついた1枚紙によくまとめてありますが、特にこれを修正せよという御意見がございましたので、これはここまでということにしたいと思います。まだお認めいただいたということにはならないのですが、これをもって大臣に報告をしたいと思います。その後またいろいろな議論が変わってくる可能性もありますが、ひとまずここで大臣に御報告をするということにさせていただきたいと思います。

それでは、少し時間が押しましたが、以上で第1部を終わります。

引き続きの部会に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 5 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果について（報告）

○事務局 それでは、大変恐縮でございますが、引き続きまして、第2部にまいりたいと思います。

○木村座長

これより、2つ目の議題、「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果について」に入りたいと存じます。

ここでは、このポイント制見直しに関する外国人受入れ制度検討分科会をつくっていただきまして、この検討結果についての御報告をいただくことになっております。高度人材ポイント制の見直しの検討は、この懇談会からの速やかな意見提出が政府から求められておりまして、有識者

の皆様には特に集中的に御議論いただく必要がありましたために、4月23日の第2回の会合において、多賀谷座長代理を分科会長とする「外国人受入れ制度検討分科会」を設けることになったものであります。この分科会では、本当に短い時間に3回もの議論を行っていただきまして、報告書案をとりまとめいただきました。

本日、分科会の議論の経過を報告いただきたいと思います。その後、委員の皆様から、少しの間でありますけれども、コメントを頂戴したいと存じます。

それでは、最初に多賀谷分科会長から一言お願いいたします。

○多賀谷分科会長 分科会長を務めております多賀谷でございます。

高度人材ポイント制につきましては、昨年5月、制度を施行したわけですが、施行後の状況を踏まえ、経済界、労働界、関係省庁を交えて見直しの検討を行うことになっておりました。また、政府の産業競争力会議でも速やかな見直しを求める意見が出されるなど、喫緊の課題となっております。

その意味で、見直しの方向性について早急に検討を行うため、本分科会では、4月23日、5月1日、5月10日という短期間に3回にわたり集中的に議論を行いました。特に、第2回の分科会においては、労働団体や学識経験者、関係省庁からヒアリングを行うなど、メンバーだけではなく各方面の関係者からの意見聴取に努めたところであります。

この分科会においては、高度人材に係る年収要件や、永住許可の優遇措置の見直しを中心に、積極意見・慎重意見を含め様々な御意見をいただき、メンバーによる非常に活発な議論が行われました。

これらを経まして、本日、皆様のお手元にあります「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果について（報告）」という形でとりまとめましたので、ここに報告させていただきます。

内容につきましては、事務局から御報告いたしますけれども、私としましては、本報告を基に、より多くの優秀な高度人材を日本に呼び込むための施策が着実に実施されることを期待しております。

以上でございます。

○福原企画室長 それでは、引き続きまして、事務局から報告をさせていただきたいと思います。お手元に、「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果（報告）」と、「高度人材ポイント制の見直しの方向性」というペーパーがございますので、そちらを御覧いただければと思います。

これまでの分科会の開催状況につきましては、先ほど分科会長のほうからも御説明がございましたけれども、報告書の3枚目に経過がございます。5月10日の分科会第3回会合におきまして、報告書に盛り込むべき事項に関しまして、委員の皆様から合意をいただきました。これを受けまして、多賀谷分科会長の下で、事務局において本報告案をとりまとめさせていただいたということでございまして、本日は同報告書案で示された制度見直しの方向性について、政策懇談会にお諮りするものでございます。

それでは、結論について説明をさせていただきたいと思います。これにつきましては、「高度人材ポイント制の見直しの方向性」という1枚紙を御覧いただければと思います。今回の見直しの検討でございますけれども、高度人材として認定するための評価制度、それから、優遇措置の内容の両

方について行われました。

まず、高度人材認定のための評価に関してでございますけれども、先ほどの報告書の別添資料1を1枚めくっていただきまして、ポイント計算表というものを御参照いただきたいと思います。現行の評価制度につきまして特に今回の分科会で議論になりましたのは、大学での研究活動等に従事する外国人を対象とする高度学術研究活動についてでございます。この活動について特に年収要件での得点が難しいということが指摘されました。

また、この分野で活躍する人材につきましては、所属機関からの報酬よりも研究実績などほかの要素によって評価すべきという意見が出されました。これを踏まえまして、ボーナスポイント②のところに研究実績というものがございますけれども、こういった年収要件以外の部分でポイントを加算しやすくするなどの見直しを行うという方向性が示されております。

次に、年収として評価する報酬の範囲について、現行制度では日本の所属機関からの報酬のみで評価しておりますが、所属機関の海外の親会社のような関連企業から高額報酬を受けているというケースもございますので、報酬の範囲を見直すべきという内容も盛り込まれております。

また、評価の指標についてでございますが、現行制度で評価項目とされているもの以外に、更に適当な評価の指標があれば、これをボーナスポイントとして追加するなどの見直しが行われてしかるべきという意見がございました。例えば、MBAを取得して高度経営管理活動に従事しようとする場合には、単に修士号を取得しているという以上に評価すべきと考えられるところでございまして、これをボーナスポイントとして追加するなどの見直しを行うという方向性が示されております。

次に、優遇措置につきましては、先ほど御覧いただきました別添資料1の一番最後のページに優遇措置のそれぞれの詳細が示されております。今回の検討で特に問題になりましたのが、上から2番目の在留歴に係る永住許可要件の緩和に関する見直しでございます。現行制度では、永住許可に関する在留歴について、原則10年のところをおおむね5年に短縮しております。

これについて、海外の高度人材の受入れあるいは定着を促進するためには、在留歴の更なる短縮を行う必要があるという意見がある一方、入管法の永住者の在留資格になりますと、活動内容に制限がなくなって、いわゆる単純労働への従事も可能となり、また、生活保護を含む社会保障制度の対象となるなど、労働市場や社会保障制度への影響が懸念されるため、永住許可の在留歴要件の緩和には慎重であるべきという意見も出されたところでございます。

そこで、分科会では、このような懸念にも十分留意して、在留状況の把握等の措置をとることを前提として、永住を認める要件としての在留歴を短縮するという見直しの方向性が示されております。

併せて、現行制度では永住者の在留資格になってしまうと優遇措置を受けることはできなくなりますが、永住が認められた後も継続して優遇措置の適用が受けられるようにすることが望ましいとされております。

そのほか、親・家事使用人の帯同に関する優遇措置について、これらの施策に優遇措置としての魅力があるということは間違いないので、これらを一層利用しやすいものにするための見直しを行うという方向性が示されました。

最後に、高度人材外国人の受入推進に関する国家戦略的検討の強化という内容が盛り込まれております。分科会では、本格的な高度人材の受入推進のために、出入国管理上の優遇措置にとどまらず、他の行政分野における施策を含む総合的な受入推進が必要であるとの議論が行われました。そ

れを受けまして、分科会報告書案におきましても、高度人材受入推進に関する基本法や、基本計画の策定にも言及しつつ、国家戦略的検討の強化が必要であるという内容が盛り込まれております。

以上が報告でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

かなり中身が濃い議論をしていただいた結果を御報告いただきましたが、いかがでございましょうか。何かお気づきになった点、あるいは、コメントございましたら、いただきたいと思っております。どうぞ、小寺先生。

○小寺委員 方向性は賛成なのですが、これでもまだきつい感じがいたします。私の身近であった例を申し上げますと、国費の留学生で日本に来て、もう相当年もいっていますので、出産をしてしまったのですね。そうすると、勉強を続けようと思ったら親御さんと呼ぶ以外ないと思うのですが、今これを緩めても帯同できないですね。中国人の方に聞くと、一人っ子政策をとっていたこともあって、日本で夫婦で働いているというケースで子どもができたので、親を呼ぼうと思ったらまだ若いので呼べない、こういうケースが結構あるのですね。

今回の見直しは大変結構なのですが、高度学術研究分野の年収ポイントを見ると、国立大学に入っているとほとんど点数にならないのですね。29歳までで外国人の方が就職しているということはずがないので、せいぜい34、35で。このあたりで500万という話になると、39だと全く点数にならないのですね。このあたり今回も駄目ということなのでしょうか。

○福原企画室長 年収要件の見直しでございますけれども、先生御指摘の部分は足切りがあるという部分なのだろうと思われまます。例えば、先ほどの資料のポイント計算表の右下が足切りポイントになっておりまして、ここに達しなかったら、ほかのところで幾らポイントを稼いでも0点になってしまうというところでございます。特に学術研究について非常に厳しい状況があるということは我々もよく理解しておりますので、この部分も含めて今後検討させていただきたいということでございます。今回大きな方向性をいただいたということで、制度の具体化はこれからということでございますので、本日いただきました意見も踏まえて対応させていただきたいと考えます。

○木村座長 田中直樹さんが座長をやられた高度人材受入れに関する検討会でしたか協力者会議かでも留学生で成業したものについては殊に優遇しようということでコンセンサスがとれていたと思えます。その辺も今後考えていく必要があるのではないかと思います。

きょう御欠席ですが、連合のほうからペーパーが出ておりますので、福原さんのほうから御紹介ください。

○福原企画室長 御紹介させていただきます。本日御欠席の日本労働組合総連合会の新谷委員からペーパーを提出いただいております。その趣旨につきまして簡単に御説明をさせていただきます。

ペーパーの目的でございますが、今回、見直しを行うに当たって、制度の趣旨を没却させるような安易な認定要件の緩和や優遇措置の拡充は、日本人労働者との代替を生じさせかねないなど、労働市場への悪影響や、生活保護制度を始めとする社会保障制度に関する弊害を生じさせる懸念があるということで、慎重に検討すべきという立場からの御意見でございます。「記」のところそれぞれ意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

まず、年収要件についてでございますけれども、認定要件の一つである年収要件の見直しの方向性が提起されているが、労働力の価値を測る基準は年収こそが最も重要かつ客観的な指標である。

次に、自社にイノベーションを起こし、日本人従業員とともに自社の生産性を高めることができ

るような高度人材であれば、企業はその高度な能力と価値に見合った高水準の年収を提示することが通常である。

3番目としまして、「報告」で提起されている「年収要件以外の評価項目でのポイント加算をしやすくする」こと自体を否定するものではないが、(とりわけ高度専門・技術活動、高度経営管理活動分野における)高度人材の認定については、あくまで最も客観的な指標である年収要件を機軸に判断されるべきであるということでございます。

次に、ボーナスポイントにかかわる見直しについてというところで御意見をいただいております。上記1にも関連しますが、「報告」ではMBA等の一定の資格取得事実を高度経営・管理活動のボーナスポイント項目として追加するなどの見直しが提起されているが、ボーナスポイントの配点を過大なものとするなど、そもそもの高度人材のポイント趣旨を没却して制度全体を歪めることとするような見直しはすべきではないという意見をいただいております。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。御意見の御紹介でございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

○ノレーン委員 一つ質問をさせていただきます。ポイント制は既に実施されている仕組みなので、これをどう円滑に効率的に運用していくかということは今では考えなければいけないのだと思いますが、管理面ではかなり煩雑な仕組みになって、人手がかかるものになっているのではないかという印象を受けています。制度自体がもっと簡単であって管理がしやすければ、そのシステムを適用する人たちにとっても便利なのではないかというのが私の考え方です。

分科会からの御提言がありました。分科会の提言を実施した場合にどのくらいの規模の高度人材を受け入れることができるようになるかと想定されているか質問させていただきます。

○木村座長 どなたがお答えになりますか。はい、どうぞ。

○福原企画室長 それでは、お答えいたします。

まず第1点目のこれに伴う事務量のことでございますが、今回の分科会においては、例えば書類の見直しとか簡素化の点については残念ながら議論する時間はございませんでした。先ほどの要件の見直し、優遇措置の内容の見直しというところにフォーカスを当てて議論をさせていただいたところでございます。

ただ、今後どのような形に受入れ人数が増えていくかということでございますけれども、現在の前提といたしまして、今回の報告書の別添にもつけさせていただきましたが、制度の開始から11か月たったところでの統計の分析を紹介しております。これを御覧いただきますと、11か月たつて、4月6日現在で日本で活躍されている高度人材の方に関する分析でございますが、約400人が日本で活躍されているということでございますが、この数をどう評価するかというのはなかなか難しいところでございます。

また、今後、見直しを行って更に使いやすい制度にすることによって、この数は当然更に拡大していくだろうと考えているところでございますが、先ほど報告書の中でも紹介させていただきましたように、これを本格的に大きな数に膨らませるためには、入管行政だけの優遇措置では限界がございますので、今回の分科会におきましては、更に大きな視点で、政府全体の様々な施策を組み合わせることで高度人材の受入れを推進していきけるような形にしていきたいという提言が盛り込まれたところでございます。

○木村座長 スローリーアンドステデリーですね。

○中山委員 今、事務局からのお話にありましたように、私はこの報告を聞いていまして、第4の高度人材外国人受入推進のための国家戦略的検討の強化というところを、もっと具体的な部分をもう少し言わないと、実際にはこのポイント制の見直しの、今のような個別の範囲では、日本の中でイノベティブな、もしくは多様性を社会にもたらすような高度人材が活躍するようにならないのではないかなと感じがしまして、第4のところをもう少し具体的に書かれるのはどうでしょうか。

○木村座長 いかがでしょうか。

○福原企画室長 今回の報告書の中に、まさに第4のところ、例えば基本法あるいは基本計画といったものを今後策定することも考えられるところであると説明させていただいております。こういうものをつくるためには、政府全体の議論の場、これは政府関係者だけではなくて、有識者の方も含めてということでございますけれども、そういう場も必要となってくるだろうと思います。具体的なプロセスについてはそこに紹介させていただいておりませんが、基本法あるいは基本計画をつくるに当たってはそういう議論の場が必要になってくると考えているところでございます。

○木村座長 ありがとうございます。

どうぞ、高橋さん。

○高橋委員 今の点ですけれども、今回の見直しの分科会のテーマからは外れてしまっているのだと思いますが、例えば産業競争力会議でもっと広い観点からの外国人の高度人材の受入れについては議論が出ていますので、これから政府の中でその点は検討されていく、あるいは、しなくてはいけないのだろうと思います。

それから、ちょっと個人的な意見になりますが、私は高度人材ということの定義についても見直しが必要なのではないかと思っております。先ほどノレーンさんが英語で「スキルドレイバー」とおっしゃいましたけれども、ここで言う「高度」というのは「スキルド」でもない、むしろタマゴかもしれない、そういうところまで含めているという気もします。それから、例えば介護人材というのはどうなのでしょう、スキルドなのでしょう。スキルドでなくても日本が必要としている人材ということだと思っております。

そういう意味では、高度に限らず私たちの社会にとって必要な人材を受け入れるということで考えていいのかもしれないし、いずれにせよ人材の中身そのものを見直すことも含めてもっと総合的に政策を打たなくてはいけないのではないかと思っております。本当にスキルドで、かつ、高度な人材であれば、むしろ日本には来てくれないのではないかと思っておりますので、来てくれるような態勢の整備も含めた検討が総合的に必要だと私も思います。

○木村座長 ありがとうございます。

では、最後に吉川委員。少し時間が押していますのでよろしくお願いします。

○吉川委員 わかりました。手短かに申し上げます。

私、今の高橋委員の御発言に全く賛成でございます。「高度人材」という言葉が何を意味するのかというのがどうもはっきりしていないものですから、きょうペーパーで新谷委員から意見が出ておりましたが、分科会でも似たような意見を何度もお述べになっていたのです。これは高度人材の意味がはっきりしていないので、日本の労働者とバッティングしてしまうというような御懸念が、お立場上どうしても出てくるのだろうと思うのですが、それを避ける意味でも、この「高度人材」という言葉の意味をもっとはっきりさせる必要があるのではないかなと思っております。

○木村座長 ありがとうございます。

事務局との話では、先ほど御紹介申し上げた田中直樹さんのおやりになった懇談会でも今、吉川委員、高橋委員がおっしゃったようなことについては、結局結論は出ませんでしたね。ですから、もう一度、国としてどういう人材が必要なのかについて議論する必要があると思います。スキルドレイバーのところまで下げてしまうといろいろな問題が起きるだろうという恐怖があるものですから、議論が明確にできなかったということです。くどいようですが、もう一度その辺の議論をする必要があるのではないかなと強く思っております。

いずれにしても、本日は随分重要な議論が出ましたので、この点について今後引き続き議論していくことにしたいと思います。よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

—了—